資料４－５

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-39：2019
規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-39 部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第二条第１項 | 安全原則 | 電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条4 | 箇条4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第1部）の規定による。）<br>機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。 | |
| 第二条第２項 | 安全原則 | 電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | <br>箇条22<br>22.105<br>22.106<br>22.108<br>22.112<br>22.114<br>22.115 | 第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。<br>箇条22 構造<br>22.105 傾斜可能な調理鍋をもつ機器は、調理鍋を水平線から12°を超えて傾斜させたとき、電熱素子が自動的に遮断する構造でなければならない。<br>22.106 丁番付きの蓋は、偶発的に落下しないように保護しなければならない。<br>22.108 傾斜可能な調理鍋の縁には、液体が均一に排出できる構造をもたなければならない。<br>22.112 加圧機器の蓋又はカバーは、圧力がほぼ大気圧に下がるまで、開けることができてはならない。<br>22.114 機器の加圧部分は、定格圧力に耐えなければならない。<br>22.115 調理籠、昇降装置又は傾斜装置は、いかなる位置でも安全を保ち、かつ、安全な操作が可能な構造でなけれ | |

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-39：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-39 部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第二条第2項続き | | | | <br><br>箇条25<br>25.3 | ばならない。駆動機構は、最終位置で自動的に外れるか又は停止しなければならない。<br>箇条25 電源接続及び外部可とうコード<br>25.3 固定形機器及びローラ若しくはキャスタ又はこれらと類似の手段を備えていない40kgを超える質量をもつ機器は、設置した後に、電源コードが接続できる構造でなければならない。 | |
| 第三条第1項 | 安全機能を有する設計等 | 電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。 | ■該当<br>☐非該当 | <br><br>箇条20<br>20.101<br><br><br><br>箇条22<br>22.101<br><br><br>22.104 | 第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。<br>箇条20 安定性及び機械的危険<br>20.101 運動エネルギーが200Jを超える、混合、かくはんなどに用いる運動部分をもつ多目的調理鍋は、蓋又はガードを50mmを超えて開けたとき、運動部分を停止させるインタロックを備えなければならない。<br>箇条22 構造<br>22.101 発熱体の保護装置及び不意な動作が危険なモータの保護装置は、三相の場合は全極を、単相の場合は少なくとも１極以上を遮断するものでなければならない。<br>22.104 傾斜可能な槽をもつ機器は、いかなる位置においても、その位置からの偶発的な傾斜を防止する機構をもたなければならない。所定の手段以外によって、傾斜させる | |

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-39：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-39 部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第三条第1項続き | | | | <br>22.109<br><br>22.111<br><br>22.113 | 動作に悪影響を与えてはならない。<br>22.109 容器の中を大気圧を超える圧力（過圧）で運転させる多目的調理鍋は、適切な過圧防止安全装置を備えていなければならない。<br>22.111 過圧防止安全装置は、その作動によって人体の傷害又は周囲への損害の原因とならない位置に配置するか、又は人体の傷害又は周囲への損害の原因とならない構造でなければならない。過圧防止安全装置は、無効にできない構造か、又は特別な工具を用いることなく、圧力除去設定を更に高く変更できない構造でなければならない。<br>22.113 加圧機器は、真空運転を意図する機器を除き、部分的な真空状態を回避する真空逃し弁を備えなければならない。 | |
| 第三条第2項 | 安全機能を有する設計等 | 電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | <br>箇条7<br>7.1<br><br>7.10 | 第1部の第三条2項に該当する規定によるほか、次による。<br>箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明<br>7.1 機器には、定格容量を表示しなければならない。<br>機器が外部の可触表面をもち、温度上昇限度値が規定され、規定の手段を適用する場合、機器には、規定の記号及び警告を、高温表面又はその近傍に表示しなければならない。<br>7.10 傾斜可能な部分をもつ機器の傾斜操作を制御する装 | |

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-39：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-39 部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第三条<br>第2項<br>続き | | | | <br>7.12.1<br><br><br>7.12.4<br><br><br><br>7.14<br><br>7.101<br><br>7.102 | 置は、その動作方向を明確に表示しなければならない。<br>7.12.1 設置するときに特別な注意が必要な場合には、その詳細を記載した据付説明書を機器に添付しなければならない。<br>7.12.4 複数の機器用の独立した制御パネルをもつ埋込形機器の取扱説明書には、可能性がある危険を避けるために制御パネルには指定する機器だけを接続する旨を記載しなければならない。<br>7.14 規定の記号の三角形の高さは、15 mm以上でなければならない。<br>7.101 等電位ボンディング端子には、規定の記号を表示しなければならない。<br>7.102 清掃のために部分的に水に浸せきさせる機器又は着脱できる電気部分には、最大の浸せき深さを明瞭に示す線を表示しなければならない。 | |
| 第四条 | 供用期間中における安全機能の維持 | 電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | <br>箇条28<br>28.4 | 第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。<br>箇条28 ねじ及び接続<br>28.4 機械的接続及び電気的接続を行うねじは、操作上の応力及び接触部の腐食によるねじ組立部の緩みによって、接触圧力が明らかなほど変化しないような構造でなければならない。 | |

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-39：2019
規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-39 部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第五条 | 使用者及び使用場所を考慮した安全設計 | 電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。 | ■該当<br>□非該当 | <br>箇条6<br>6.1<br><br>6.2<br><br><br>箇条7<br>7.12 | 第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。<br>箇条6 分類<br>6.1 機器は、感電に対する保護に関し、クラス0I又はクラスIでなければならない。<br>6.2 卓上で用いる機器の水に対する保護等級は、IPX3以上でなければならない。他の機器は、IPX4以上でなければならない。<br>箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明<br>7.12 取扱説明書には、機器で遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい旨を記載しなければならない。 | |
| 第六条 | 耐熱性等を有する部品及び材料の使用 | 電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | <br>箇条24<br>24.101<br><br>箇条25<br>25.7<br><br><br><br>箇条28 | 第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。<br>箇条24 部品<br>24.101 機器に取り付けるコネクタには、自動温度調節器を組み込んではならない。<br>箇条25 電源接続及び外部可とうコード<br>25.7 電源コードは、オーディナリークロロプレン又はその他の合成エラストマーシース付きコードと同等以上の特性をもつ耐油性の可とう被覆ケーブルでなければならない。<br>箇条28 ねじ及び接続 | |

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-39：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-39 部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第六条続き | | | | 28.1 | 28.1 炭素鋼及び合金鋼製のねじは、規定されたJISに適合しなければならない。<br>耐食ステンレス鋼製のねじは、規定されたJISに適合しなければならない。 | |
| 第七条第1号 | 感電に対する保護 | 電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。<br>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条22<br>22.107 | 第1部の第七条1号に該当する規定によるほか、次による。<br>箇条22 構造<br>22.107 可搬形機器は、小さな物体が侵入して充電部に接触するような底面の開口部があってはならない。 | |
| 第七条第2号 | 感電に対する保護 | 二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条13<br>13.2<br>箇条16<br>16.2<br>箇条27<br>27.2 | 第1部の第七条第2号に該当する規定によるほか、次による。<br>箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧<br>13.2 漏えい電流は、規定の値以下でなければならない。<br>箇条16 漏えい電流及び耐電圧<br>16.2 漏えい電流は、規定の値を超えてはならない。<br>箇条27 接地接続の手段<br>27.2 据置形機器で、外部の等電位導体を接続するための端子を備えている場合には、その端子は、機器の全ての固定した露出金属部分と、有効な電気的接触をしていなければならない。 | |

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-39：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-39 部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第八条 | 絶縁性能の保持 | 電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | <br>箇条15<br>15.101<br><br><br>15.102<br><br><br>箇条29<br>29.2 | 第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。<br>箇条15 耐湿性等<br>15.101 給水又は清掃のために水栓を備えている機器は、水栓からの水が充電部に接触しない構造でなければならない。<br>15.102 清掃のために水に部分的又は完全に浸せきさせる機器、又は着脱できる電気部分は、浸せきの悪影響がないように、十分に保護しなければならない。<br>箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁<br>29.2 機器が通常使用中に絶縁物によって囲われていない又は絶縁物を設置していないため、汚染にさらされる可能性がある場合には、ミクロ環境は汚損度3であって、その絶縁物の比較トラッキング指数（CTI）は250以上でなければならない。 | |
| 第九条 | 火災の危険源からの保護 | 電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | <br>箇条22<br>22.103<br><br><br>箇条30<br>30.101 | 第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。<br>箇条22 構造<br>22.103 機器は、通常使用時に、300℃を超える温度の部分に高温の油のこぼれ又は跳ね返りを十分に防止する構造でなければならない。<br>箇条30 耐熱性及び耐火性<br>30.101 油脂吸収用の非金属製のフィルタは、難燃材料で | |

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-39：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-39 部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| | | | | | なければならない。 | |
| 第十条 | 火傷の防止 | 電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | <br>箇条11<br>11.8<br><br>箇条22<br>22.110 | 第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による。<br>箇条11 温度上昇<br>11.8 通常動作状態の下での外部可触表面の最大温度上昇は、規定の値を超えてはならない。<br>箇条22 構造<br>22.110 蓋及びそのグリップは、蓋の開閉時に蒸気によるやけどを防止する構造でなければならない。 | |
| 第十一条第1項 | 機械的危険源による危害の防止 | 電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条20<br>20.1<br><br>20.2<br><br>箇条22<br>22.14<br><br>22.15 | 箇条20 安定性及び機械的危険<br>20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていなければならない。（第1部の規定による。）<br>20.2 機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切に保護するように配置されているか、又は外郭で囲っていなければならない。（第1部の規定による。）<br>箇条22 構造<br>22.14 機器には、通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。（第1部の規定による。）<br>22.15 可とうコード用の巻付けフックその他これに類するものは滑らかでなければならない。（第1部の規定によ | |

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-39：2019
規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-39 部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十一条第1項続き | | | | <br>箇条23<br>23.1<br><br>箇条25<br>25.9 | る。）<br>箇条23 内部配線<br>23.1 配線路は、滑らかでなければならない。（第1部の規定による。）<br>箇条25 電源接続及び外部可とうコード<br>25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角に接触してはならない。（第1部の規定による。） | |
| 第十一条第2項 | 機械的危険源による危害の防止 | ２ 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条20<br>20.2<br><br>箇条21<br><br>箇条22<br>22.11<br><br>箇条23<br>23.3 | 箇条20 安定性及び機械的危険<br>20.2 保護外郭、ガードその他これに類するものは、十分な機械的強度をもっていなければならない。（第1部の規定による。）<br>箇条21 機械的強度（第1部の規定による。）<br>機器は、十分な機械的強度をもっており、通常使用時に予想される手荒な扱いに耐えるような構造でなければならない。<br>箇条22 構造<br>22.11 充電部、湿気又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は、通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。（第1部の規定による。）<br>箇条23 内部配線<br>23.3 通常使用時に外力が加わる電気接続部及び内部導体 | |

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-39：2019
規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-39 部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十一条第2項続き | | | | <br><br>箇条25<br>25.22 | に過大な応力が加わってはならない。（第1部の規定による。）<br>箇条25 電源接続及び外部可とうコード<br>25.22 機器用インレットは、コネクタを挿入及び取外しした場合に、端子のはんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。（第1部の規定による。） | |
| 第十二条 | 化学的危険源による危害又は損傷の防止 | 電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条19<br><br><br>箇条22<br>22.22<br><br>22.23<br><br>22.41<br><br>箇条32 | 箇条19 異常運転<br>異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。（第1部の規定による。）<br>箇条22 構造<br>22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。）<br>22.23 機器には、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。）<br>22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第1部の規定による。）<br>箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性<br>機器は、通常使用中の動作による毒性その他これに類する危険性があってはならない。（第1部の規定による。） | |
| 第十三条 | 電気用品から発せられる電磁波 | 電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置さ | ■該当<br>□非該当 | 箇条32 | 箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性<br>機器は、有害な放射線を発生してはならない。（第1部の | |

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-39：2019
規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-39 部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十三条続き | による危害の防止 | れているものとする。 | | | 規定による。） | |
| 第十四条 | 使用方法を考慮した安全設計 | 電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条19<br>19.7<br><br><br>19.9<br><br><br><br>箇条22<br>22.40<br><br><br>22.49<br><br><br>22.50<br><br><br>22.51 | 箇条19 異常運転<br>19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。（第1部の規定による。）<br>19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。（第1部の規定による。）<br>箇条22 構造<br>22.40 遠隔操作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第1部の規定による。）<br>22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第1部の規定による。）<br>22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。（第1部の規定による。）<br>22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されているこ | |

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-39：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-39 部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十四条続き | | | | <br><br>箇条30<br>30.2.3 | とを示す視覚的表示がなければならない。（第1部の規定による。）<br>箇条30 耐熱性及び耐燃性<br>30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。（第1部の規定による。） | |
| 第十五条第1項 | 始動、再始動及び停止による危害の防止 | 電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条19 | 箇条19 異常運転（第1部の規定による。）<br>異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。 | |
| 第十五条第2項 | 始動、再始動及び停止による危害の防止 | 電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | ■該当<br>□非該当 | <br><br>箇条20<br>20.101<br><br>箇条22<br>22.101 | 第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次による。<br>箇条20 安定性及び機械的危険<br>20.101 このインタロックは、非自己復帰形とし、かつ、電源から全極を遮断するものでなければならない。<br>箇条22 構造<br>22.101 発熱体の保護装置及び不意な動作が危険を引き起こすモータの保護装置は、非自己復帰形のものでなければならない。 | |
| 第十五条第3項 | 始動、再始動及び停止による危害の防止 | 電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | ■該当<br>□非該当 | <br><br>箇条9 | 第1部の第十五条第3項に該当する規定によるほか、次による。<br>箇条9 モータ駆動機器の始動 | |

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-39：2019
規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-39 部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十五条第3項続き | | | | 9.101 | 9.101 冷却ファンのモータは、使用時に発生する可能性がある全ての電圧状態の下で始動しなければならない。 | |
| 第十六条 | 保護協調及び組合せ | 電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条10<br><br><br><br>箇条19<br><br><br><br>箇条25<br>25.8 | 箇条10 入力及び電流<br>機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。（第1部の規定による。）<br>箇条19 異常運転<br>故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。（第1部の規定による。）<br>箇条25 電源接続及び外部可とうコード<br>25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第1部の規定による。） | |
| 第十七条 | 電磁的妨害に対する耐性 | 電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条19<br>19.11 | 箇条19 異常運転<br>19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の2端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、溶融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温 | |

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-39：2019
規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-39 部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十七条続き | | | | <br>19.11.4<br><br>箇条29 | 度上昇は規定の値を超えてはならない。（第1部の規定による。）<br>19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。（第1部の規定による。）<br>箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第1部の規定による。）<br>機器は、受ける可能性がある電気的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。 | |
| 第十八条 | 雑音の強さ | 電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。 | ■該当<br>□非該当 | ― | ― | J55014-1 等の別規格で規定されている。 |
| 第十九条 | 表示等（一般） | 電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | <br>箇条7<br>7.1<br><br>7.10<br><br>7.15 | 第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。<br>箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明<br>7.1 機器が外部の可触表面をもち、温度上昇限度値が規定される場合、機器には、規定の記号及び警告を、高温表面又はその近傍に表示しなければならない。<br>7.10 傾斜可能な部分をもつ機器の傾斜操作を制御する装置は、その動作方向を明確に表示しなければならない。<br>7.15 固定形機器の場合、機器を設置した後、表示が見えるように配置することが実際的でないときは、関連情報を | |

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-39：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-39 部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十九条続き | | | | <br><br><br>7.101<br><br><br><br>箇条22<br>22.102 | 取扱説明書に記載するか、又は機器の設置後に、機器の近傍に貼ることができる追加表示を提供しなければならない。<br>7.101 等電位端子には、規定の記号を表示しなければならない。<br>これらの表示は、ねじ、取り外すことができる座金その他導体を外すときに外す部分に行ってはならない。<br>箇条22 構造<br>22.102 危険、警告又は類似の状況を示すための、表示灯、スイッチ又は押しボタンの色は、赤でなければならない。 | |
| 第二十条第1号 | 表示等（長期使用製品安全表示制度による表示） | 次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。<br>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。<br>(イ) 製造年<br>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製 | □該当<br>■非該当 | － | － | － |

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-39：2019
規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-39 部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第二十条第1号続き | | 品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）<br>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。 | | | | |
| 第二十条第2号 | 表示等（長期使用製品安全表示制度による表示） | 二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。<br>(イ) 製造年<br>(ロ) 設計上の標準使用期間<br>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。 | □該当<br>■非該当 | ― | ― | ― |
| 第二十条第3号 | 表示等（長期使用製品安全表示制度による表示） | 三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示するこ | □該当<br>■非該当 | ― | ― | ― |

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-39：2019
規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-39 部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第二十条第3号続き | | と。<br>(イ) 製造年<br>(ロ) 設計上の標準使用期間<br>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。 | | | | |
| 第二十条第4号 | 表示等（長期使用製品安全表示制度による表示） | 四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。<br>(イ) 製造年<br>(ロ) 設計上の標準使用期間<br>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。 | □該当<br>■非該当 | ― | ― | ― |